

受附

12.11.25

鳥取縣公報

第八百八十一號

昭和十二年十一月二十四日

水曜日

縣令

鳥取縣令第四十九號

「トラホーム」豫防法施行細則左ノ通改正ス

昭和十二年十一月二十四日

鳥取縣知事 立田清辰

「トラホーム」豫防法施行細則

第一條 市町村長ハ「トラホーム」豫防ノ爲左ニ掲グル者ニ對シ毎年一回以上檢診ヲ施行スベシ

一 當年及翌年ニ於テ徵兵檢査ヲ受クベキ者

二 宿屋、料理屋、カフェー、飲食店、湯屋、理髮、貸座敷、劇場、寄席、活動寫真館、遊技場
ノ各營業者及其ノ從業者

三 藝妓、酌婦、女給ノ業ニ從事スル者

四 産婆、看護婦、鍼、灸、按摩、「マツサージ」、柔道整復術業者、菓子小賣、牛乳營業、人力車營業、質屋、古物商、屠商、貸本、古本、貸蒲團、古着ノ賣買、授受ノ業務ニ直接従事スル者

五 工場従業者

六 前各號ノ檢診ニ依リ發見シタル患者ノ家族及同居者

七 其ノ他市町村長ニ於テ必要ト認メタル者

前各號ノ外「トラホーム」蔓延ノ狀況ニ依リ市町村内ノ一般居住者ニ對シ檢診ヲ施行スベシ

第二條 市町村長ハ前條ノ規定ニ依リ檢診ヲ施行スル場合ハ其日時及場所ヲ豫メ告示スベシ

前項ノ告示アリタルトキハ該當者ハ指定ノ日時、場所ニ出頭シ檢診ヲ受クベシ

第三條 知事「トラホーム」豫防上必要アリト認ムルトキハ市町村ノ全部又ハ一部ノ住民ニ對シ檢診ヲ施行ス

診ヲ施行ス

第四條 前條ノ規定ニ依ル檢診ヲ施行スルトキハ豫メ其ノ區域、日時、場所其ノ他必要ナル事項ヲ告示ス

告示ス

前項ノ告示アリタルトキハ該當者ハ指定ノ日時、場所ニ出頭シテ檢診ヲ受クベシ

第五條 第二條又ハ前條ノ規定ニ依ル檢診ヲ受クルコト能ハザル者ハ本人又ハ其ノ保護者ニ於テ其

ノ事由ヲ具シ所轄市町村長ニ届出ヅベシ

前項ノ場合ニ於テハ更ニ市町村長ノ指定シタル日時、場所ニ於テ檢診ヲ受クベシ 但シ醫師タル衛生官吏若ハ知事ノ指定シタル醫師（以下指定醫ト謂フ）ノ檢診ヲ受ケ「トラホーム」ノ有無及病症程度ヲ記載シタル診斷書ヲ市町村長ニ提出シタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 學校、幼稚園、育兒院其ノ他之ニ準ズル場所ノ長ハ職員、生徒、兒童、園兒又ハ雇傭者ニ對シ毎年一回以上檢診ヲ施行シ患者ト診定セラレタル者ニ對シ治療ヲ施行シ其ノ成績ハ別ニ定ムル所ニ依リ知事ニ報告スベシ

第七條 前條ノ長ハ檢診並ニ治療ノ成績ニ關スル簿冊ヲ備フベシ

第八條 「トラホーム」ノ檢診ニ従事スル醫師ハ左ノ診斷分類標準ニ依リ病症程度ヲ診定スベシ

一 重症「トラホーム」トハ概ネ左ノ如キモノヲ謂フ

(イ) 結膜ニ汎ク顆粒ノ簇生スルモノ、顆粒ノ發生ト共ニ乳嘴ノ増殖著シキモノ又ハ炎症高度ニシテ分泌旺盛ナルモノ

(ロ) 「トラホーム」性「パンヌス」ヲ起シ其ノ進行中ニアルモノ

二 輕症「トラホーム」トハ概ネ左ノ如キモノヲ謂フ

(イ) 顆粒ノ發生乳嘴ノ増殖等「トラホーム」性病變ガ險結膜ノ内外眥部半月狀皺襞又ハ穹隆部

ニ限局スルモノ

(ロ) 結膜ニ於ケル病變輕度ニシテ分泌少キモノ
 三 「トラホーム」疑似症トハ概ネ左ノ如キモノヲ謂フ

(イ) 「トラホーム」ニ類似スル病狀アルモ直ニ「トラホーム」ト診定シ難キモノ
 (ロ) 結膜ニ「トラホーム」經過ノ疑アル癬痕アリテ炎症ヲ伴フモノ

第九條 左ニ掲グル場所ノ管理者者ハ代理人ハ「トラホーム」豫防法施行規則第二條ニ定ムル事項ヲ遵守スベシ

- 一 飲食店、カフェー、貸座敷、遊技場
- 二 神社、佛閣、教會所、説教所、各種禮拜所
- 三 公會堂又ハ之ニ類スル場所

第十條 所轄警察署長必要アリト認ムルトキハ左ノ事項ヲ命ズルコトヲ得

- 一 第一條第二號乃至第四號ニ掲グル業務ニ従事スル者ニ對シ醫師ヲ指定シ檢診ヲ受ケシメ「トラホーム」ノ有無及其ノ病症程度ヲ記載シタル診斷書ヲ提出セシムルコト
- 二 前號ノ檢診ニ依リ「トラホーム」患者ト診定セラレタル者ニ對シ豫防及治療施行上必要ト認ムル事項ヲ行ハシムルコト

第十一條 知事ハ第一條第二號乃至第四號ノ業務ニ従業スル者ニシテ本令ニ定ムル檢診ニ依リ第八

條第一號ニ該當スル患者ト診定セラレタル者ニ對シテハ其ノ從業ヲ停止スルコトアルベシ

第十二條 前條ノ規定ニ依リ從業ヲ停止セラレタル者病症程度傳染ノ虞ナキニ至リタルトキハ第八條ニ定ムル病症程度ニ關シ醫師タル衛生官吏又ハ指定醫ノ作成セル診斷書ヲ知事ニ提出シ從業停止處分解除ヲ申請スルコトヲ得

第十三條 患者ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 住所地ノ市町村長ヨリ所定ノ治療證ノ交付ヲ受ケ治療ニ至ル迄所持シ治療ヲ繼續スルコト
 但シ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ治療ヲ繼續スルコト能ハザル者ハ其ノ事由ヲ具シ市町村長ニ届出ヅルコトヲ要ス

二 治療ヲ受ケタル都度治療證ニ主治醫ノ認印ヲ受クルコト

三 治療ノ證明アル治療證ハ速ニ之ヲ交付シタル市町村長ニ返納スルコト

四 治療證ヲ毀損亡失シ若ハ認印欄ニ餘白ナキニ至リタルトキハ十日以内ニ其ノ事由ヲ具シ住所地ノ市町村長ニ届出デ再交付ヲ受クルコト 但シ毀損又ハ認印欄ニ餘白ナキニ至リタル場合ハ治療證ヲ添附スルコトヲ要ス
 亡失シタル治療證ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ住所地ノ市町村長ニ提出スルコト

五 他ノ市町村ニ轉住シタルトキハ七日以内ニ治療證ヲ添へ其ノ住所地ノ市町村長ニ届出デ更ニ治療證ノ交付ヲ受クルコト

六 治療證ハ本令ニ定ムル檢診ノ都度之ヲ市町村長ニ提出スルコト
患者ノ保護者ハ患者ヲシテ前項各號ノ事項ヲ遵守セシムベシ

第十四條 當該官吏又ハ吏員ニ於テ必要ト認ムルトキハ「トラホーム」患者若ハ其ノ保護者ニ對シ治療證ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ患者若ハ保護者ハ其ノ提出ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十五條 市町村ニ於テ「トラホーム」豫防又ハ治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲シタルトキハ其ノ精算額ニ對シ左ノ區分ニ依リ補助ス 但シ市町村ノ支出額三十圓未滿ナルトキハ補助セザルコトアルベシ

一 檢診治療ニ關スル費用ニ對シテハ五分ノ一(人件費ヲ除ク)

二 豫防宣傳ニ關スル費用ニ對シテハ四分ノ一(人件費ヲ除ク)

三 其ノ他ノ費用ニ對シテハ六分ノ一

前項ノ精算額トハ事業ニ伴フ收入又ハ寄附金ヲ控除シタル支出精算額ヲ謂フ

第一項ノ精算額過當ト認ムルトキハ之ヲ査定シ其ノ査定額ニ對シ補助ス

補助金額ニシテ錢位未滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツ

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ前條ノ歩合制限ニ拘ラス補助スルコトアルベシ

一 市町村ノ支出額其ノ負擔ニ堪ヘズト認ムルトキ

二 特別ノ事由アリテ知事ノ認可ヲ受ケ檢診、治療又ハ豫防ヲ施行シタルトキ

三 豫防又ハ治療ニ關スル施設ニシテ特ニ他ノ模範トスルニ足ルモノト認ムルトキ

第十七條 故ナク第二條又ハ第四條ノ檢診ヲ受ケズ若ハ第十三條ノ規定ニ違反シ又ハ第十條、第十

四條ノ命令ニ從ハザル者ハ科料ニ處ス

第十八條 本令ニ依リ知事ニ提出スベキ文書ハ所轄警察署ヲ經由スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年鳥取縣令第四十七號ハ之ヲ廢止ス

訓 令

◆鳥取縣訓令甲第二十號

警 察 署 長

市長
村長
校長

「トラホーム」豫防法施行細則取扱手續左ノ通定ム

昭和十二年十一月二十四日

鳥取縣知事 立田清辰

「トラホーム」豫防法施行細則取扱手續

第一條 市町村長ハ「トラホーム」ノ豫防並治療ノ爲市町村醫ヲ設置スベシ

第二條 「トラホーム」豫防法施行細則(以下單ニ細則ト稱ス)第一條ノ檢診ハ左ノ各號ニ依リ施行スベシ

一 所轄警察署長ト協議ヲ逐グ檢診施行ノ日時、場所ヲ定メ檢診人員、現住人口及市町村醫ノ住所、氏名並豫算ヲ記載シタル第一號様式ノ檢診豫定報告ヲ作成シ毎年二月末日迄ニ知事ニ報告スルコト

二 細則第二條ノ告示ヲ爲シタルトキハ文書ヲ以テ其ノ日時、場所ヲ該當者ニ漏レナク通知スルコト

三 豫メ第二號様式ノ檢診名簿ヲ作成シ檢診ノ結果ヲ記入スルト共ニ第三號様式ノ「トラホーム」

檢診成績表ヲ作成シ檢診終了後十日以内ニ知事ニ進達スルコト

四 第四號様式ノ患者名簿ヲ調製シ異動ノ都度整理スルコト

五 「トラホーム」患者ニ對シ第五號様式ノ治療證ニ所定事項ヲ記入交付シ其ノ返納ヲ受ケタルトキハ返納年月日及事由ヲ記入ノ上一年間保存スルコト

第三條 細則第四條ノ檢診施行ノ告示アリタルトキハ市町村長ハ前條第二號乃至第五號ニ準據シ取扱フベシ

第四條 警察署長及市町村長ハ當日檢診ノ場所ニ臨席シ檢診及治療ニ關スル督勵並指示ヲ爲スベシ

第五條 警察署長細則第三條ニ掲グル市町村ト認メタルモノアル場合ハ其ノ市町村名、事由、人口市町村醫ノ住所氏名及檢診治療ニ必要ナル豫算其ノ他ノ事項ヲ具シ知事ニ報告スベシ

第六條 警察署長ハ細則第五條ニ定ムル指定醫師トシテ所轄内ニ診療所ヲ開設スル適當醫師ヲ選ビ内申スベシ

第七條 市町村長細則第五條ノ診斷書ヲ受理シタルトキハ第一條第三號ノ檢診成績表ト共ニ知事ニ進達スベシ

第八條 細則第六條ニ掲グル長ハ檢診ニ付テハ第三號様式ニ依リ其ノ終了後十日以内ニ、治療ニ付テハ第六號様式ニ依リ毎年三月三十日迄ニ前年度分ヲ知事ニ報告スベシ

第九條 警察署長細則第十條第一號又ハ第二號ノ命令ヲ發シタルトキハ遲滯ナク其ノ狀況ヲ知事ニ報告スベシ

第十條 警察署長ハ細則第八條第一號イニ該當スル患者ト診定セラレタル者アルトキハ從業停止ノ要否及其ノ本籍、住所、氏名、生年月日、保護者トノ續柄、業態、業務並治療ノ狀況ヲ知事ニ具申スベシ

第十一條 市町村長治療證ヲ毀損又ハ亡失シタル旨届出デタル者アルトキハ新ニ治療證ヲ交付スベシ

第十二條 市町村長細則第十三條第一項第五號ノ届出ヲ受ケタルトキハ患者名簿ニ登録シ新ニ治療證ヲ交付スルト共ニ其ノ旨前住所地ノ市町村長ニ通知スベシ

第十三條 市町村長ハ第六號様式ニ依リ治療成績表ヲ作成シ毎年四月(前年十月ヨリ當年三月迄ノ成績)及十月(四月ヨリ九月迄ノ成績)ノ末日限り所轄警察署ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

第十四條 市町村長補助金ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ第七號乃至第九號様式ニ依リ當該年度經過後三月以内ニ所轄警察署ヲ經由シ知事ニ稟請スベシ

第十五條 警察署長本令ニ依ル文書ヲ受理シタルトキハ過誤ナキヤ否ヲ調査シ速ニ進達スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號様式)

「トラホーム」檢診豫定報告

- 一 檢診施行ノ時
 - 二 同上場所
 - 三 受診人員
 - 四 現住人口 (男女別)
 - 五 市町村醫 (住所氏名)
 - 六 豫算額 (治療費豫防費及其他ニ區別スルコト)
 - 七 其ノ他ノ事項
- 右ノ通及報告候也

年 月 日

知 事 宛

市町村長 氏

名 印

(第二號様式)

(第五號様式)

「トラホーム」治療證

住所

保護者トノ續柄

氏

名

生年月日

注意

- 一 コノ證ハ大切ニ保存シ治療ノ都度醫師ニ見セテ印ヲ捺シテオ貰ヒナサイ
- 二 治癒シタルトキハ醫師ノ證印ヲ受ケ之ノ證ヲ貰ツタ市町村役場又ハ學校等へオ返シナサイ
- 三 コノ證ヲ失ツタトキハ直ニ役場ニ届出デ、破レタリ、捺印スル所ガナクナツタトキハ此ノ證ヲ以テ貰ツタ市役所、町村役場又ハ學校等へ届テ別ナ證ヲオ貰ヒナサイ
- 四 他ノ市町村又ハ學校へ轉出シタルトキハ其ノ市役所、町村役場、學校又ハ警察官吏ニ此ノ證ヲオ出シナサイ
- 五 コノ證ハ警察官吏其ノ他ノ係員カラ出シテ見セル様ニ命ゼラレタ場合ハ何時デモ直ニ出サナイト處罰サレマス

昭和	年	月	日	診定
昭和	年	月	日	下付(市町村長又ハ)
昭和	年	月	日	返納又ハ再下付
昭和	年	月	日	治癒候也

主治醫 印

月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
月	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	
月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
月	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十		

(第六號様式)

其ノ他									六分ノ一
合計									

備考 一 「トラホーム」豫防事業ニ伴フ収入又ハ寄附金アルトキハ證憑書類ノ寫ヲ添付スルコト

一 純支出額ノ欄ニハ精算額ヨリ事業ニ伴フ収入又ハ寄附金ヲ控除シタル金額ヲ掲グルコト

一 補助區分ハ細則第十二條處定ノ各號ニ據ルコト

(第九號様式)

昭和 年度「トラホーム」豫防費明細書

一金

内 譯

名 稱	數 量	單 價	代 價	摘 要	拂 渡 人

告 示

◆鳥取縣告示第六百八十五號

昭和十三年四月入學セシムヘキ東京農業教育専門學校生徒ヲ募集セラル應募希望者ハ本年十二月十日迄ニ到着スル様直接同校宛出願スベシ

追而入學ニ關スル一切ノ書類ハ郵便切手(參錢)封入同校宛申出スベシ尙同校ハ元東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所ガ本年四月獨立シタルモノニ付爲念申添フ

昭和十二年十一月二十四日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

◆鳥取縣告示第六百八十六號

昭和十三年四月入學セシムヘキ東京官學校師範部生徒ヲ募集セラル應募希望者ハ本年十二月二十五日迄ニ鳥取縣知事ヲ經テ出願スベシ

尙入學ニ關シ問合セタキコトアル者ハ郵便切手(參錢)封入同校宛申出スベシ

昭和十二年十一月二十四日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

◆鳥取縣告示第六百八十七號

昭和十三年四月入學セシムヘキ東京聾啞學校師範部生徒ヲ募集セラル應募希望者ハ本年十二月十日迄ニ鳥取縣知事ヲ經テ出願スヘシ
尙入學ニ關シ問合セタキコトアル者ハ郵便切手(參錢)封入同校教務掛宛申出スベシ

昭和十二年十一月二十四日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

◆鳥取縣告示第六百八十八號

岩美郡岩井町第二耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ

昭和十二年十一月二十四日

鳥取縣知事 立 田 清 辰
岩美郡岩井町大字岩井
組合長 伊 藤 松 太 郎
同 郡 同町大字同
組合副長 伊 藤 繁 藏

◆鳥取縣告示第六百八十九號

昭和十二年十一月二十四日左記ノ者ニ對シ動力糶業免許證ヲ下付セリ

昭和十二年十一月二十四日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

免許證番號	住 所	氏 名
第一、〇七〇號	岩美郡宇倍野村大字麻生一〇一番地	田 邊 健 太 郎
第一、〇七一號	岩美郡宇倍野村大字高岡一〇八番地	小 谷 勝 藏
第一、〇七二號	八頭郡安部村大字日下部一六番屋敷	西 川 直 行
第一、〇七三號	東伯郡古布庄村大字八反田一二一番地	生 田 菊 次
第一、〇七四號	東伯郡上郷村大字倉坂一二六番地	松 本 文 藏
第一、〇七五號	西伯郡五千石村大字八幡三八三番地	棚 田 喜 一

◆鳥取縣告示第六百九十號

狂犬病豫防ノ爲昭和七年六月鳥取縣令第三十一號狂犬病豫防規則第六條ニ依リ左ノ期間及區域ニ於テ不用犬ノ整理竝野犬ノ掃蕩ヲ行フニ付區域内畜犬所有者ニ在リテハ期間中鑑札ヲ有スル犬ハ之ヲ繫留スベシ

昭和十二年十一月二十四日

鳥取縣知事

立

田

清

辰

一期間

昭和十二年

自十二月一日
至同 七日

一區域

鳥取、岩井、河原、若櫻、智頭、
寶木、倉吉、八橋、米子、境、
黒坂、溝口、各警察署管内一圓

◇鳥取縣告示第六百九十一號

山梨縣ニ於テハ「コレラ」豫防ニ關スル同縣令ヲ左記ノ通廢止ノ旨同縣ヨリ通報アリタリ

昭和十二年十一月二十四日

鳥取縣知事

立

田

清

辰

山梨縣令第五十二號

昭和十二年十月山梨縣令第四十九號「コレラ」豫防ノ爲魚類ノ移入停止ノ件ハ昭和十二年十一月八日限り之ヲ廢止ス

昭和十二年十一月八日

山梨縣知事

藤

原

考

夫

彙報

行旅死亡人

◎昭和十二年十月十二日長崎縣北高來郡長田村ニ於テ白骨屍體發見ニ付假埋葬ニ付ス

一 本籍住所 不詳

一 氏名年齢職業不詳(男)

一 人相 白骨屍體ニツキ不詳

一 着衣及遺留品 白ノシャツニ小縞ノ上衣ヲ着シ居タルモノノ如ク一個アリ

右心當リノ向ハ當該村長へ申出ラレタシ

◎昭和十二年十一月四日長崎縣西彼杵郡日見村河内名ニ於テ縊死體發見ニ付假埋葬ニ付ス

一 本籍住所 不詳

一 氏名年齢職業 推定六十才位他不詳

一 人相 顔細長キ方頭髪長ク撫テ付ケ居リタルモノノ如シ其ノ他ハ死後三ヶ月位ヲ經

過シ居ルヲ以テ不明

一 特徴 齒ハ赤色ゴムノ總入齒

一 所持品遺留品 現金拾七錢懷中時計(ニツケル中形)一個

右心當リノ向ハ當該村長へ申出ラレタシ

◎一 取扱者 徳島市長

一 本籍住所氏名 不詳

男推定四十歳

相貌 顔長、眉濃齒上下不揃口普鼻低、眼耳並色黒キ方頭髮五分刈薄身長五尺二寸

位中肉

着衣 カスリ單衣ニ黒帶ヲナス

所持品 ナシ

右昭和十二年九月二十一日徳島市會所町道路ニ行倒レ居ルヲ救護中去ル九月二十四日死亡假埋葬ニ
附ス

心當リノ向ハ當該市長宛申出ラレ度

十一月二十四日發行「週報」掲載内容左ノ通

週報第五十八號掲載内容

一 日獨伊の防共協定 (外務省 情報部)

一 太湖以東を確保す (陸軍省 新聞班)

一 上海附近掃敵成る (海軍省海軍軍事普及部)

一 農山漁村の銃後施設 (農林省)

一 小運送業法及日本通運株式會社法に就て (鐵道省)

一 最近公布の法令 (内閣官房總務課)

昭和十二年十一月廿四日印刷
昭和十二年十一月廿四日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所